情報公開に関する事項

貨物自動車運送事業法第24条の3及び貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の8に基づき、輸送の安全に係る下記の事項を公表しなければならない。

例

I、輸送の安全に関する基本的な方針等

- 1 輸送に関する基本的な方針
- 2 輸送の安全に関する目標及びその達成状況 平成○○年度の目標は次のとおり設定する。
 - ・人身事故ゼロ
 - ·物損事故 対前年比20%削減(○件以下)
 - · 労災事故 対前年比50%削減(〇件以下)

前年度の発生状況

- · 人身事故 ○件(軽傷事故 ○件)
- ・物損事故 ○件
- 3 事故に関する統計(自動車事故報告規則第2条に規定するものに限る)
 - ・前年度の重大事故件数 ゼロ

Ⅲ、行政処分を受けた場合における当該処分の内容、講じた措置等

- ・輸送の安全確保命令
- 事業改善命令
- ・自動車その他の輸送施設の使用停止処分
- 事業停止処分

公表の時期等

公表の内容	公表の時期	公表の場所	公表の方法	公表の期間
I 1 基本方針 2 目標及び達 成状況 3 事故統計	毎事業年度後 100日以内	本社及び営業所 等	ア ホームページへの掲載イ 自社広報誌への掲載ウ 掲示板への掲載	次年度における 情報の公表を行 なうまでの間
Ⅱ 1行政処分内 容と改善策	処分を受けた後 遅滞なく	本社及び当該処 分を受けた営業 所等	同上	処分を受けた日 から3年間

輸送に関する基本的な方針

例

- ・輸送の安全は我が社の根幹
- ・安全は最大の顧客満足
- ・安全は業務の基本動作
- ・無理な運行は しない させない

輸送の安全に関する目標

例

- ・今年度、人身事故をゼロに!
- ・飲酒運転、速度超過の撲滅
- ・労災事故ゼロ
- ・輸送中の積荷被害前年比50%削減

わが社の安全方針

安全方針に基づく目標

貨物自動車運送事業法第24条の3及び貨物自動車運送事業輸送 安全規則第2条の8に基づき当社の輸送の安全に係る事項を下記の とおり公表する。

記

1 処分の内容処分日車

2 講じた措置

3 講じようとする措置